

固定資産税の家屋に係る手続きなどについて

1. 固定資産税の家屋に係る主な手続きについて

①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を担当課に提出してください。(後日、担当職員が現地確認を行います。)

②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を担当課に提出してください。

③家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

※①、②について登記家屋の場合、滅失登記、所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の提出が不要となります。

2. 固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っております。

3. 留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。一方で、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

